



2024年6月3日

各 位

会 社 名 株式会社 地域新聞社  
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年  
(コード 2164)  
問合せ先 経理財務本部本部長 江澤 務  
(TEL. 047-485-1107)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月28日開催予定の臨時株主総会において付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条の目的を追加するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び株主還元策が可能となるよう、当社定款第7条に自己株式の取得についての規定を新設し、さらに株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、当社定款第38条（現行定款第34条）に期末配当及び中間配当以外に加えて剰余金配当の基準日を当社で定めることができることとする旨の規定を追加するものであります。
- (3) 当社は、2022年10月24日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」においてお知らせしたとおり、同日、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）としての当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しておりますところ、本プランに定款上の根拠を与えることにより、株主の皆様のご意思をより明確な形で反映し、その法的安定性を高めるため、当社定款第8条に株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組みについての規定を新設するものであります。
- (4) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するために、当社定款第10条に単元未満株式についての権利の規定を新設し、また、単元未満株式を所有されている株主の皆様のご便宜を図るため、買増請求制度の導入に伴い、当社定款第11条に単元未満株式の買増しの規定を新設するものであります。
- (5) 会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第35条（現行定款第31条）に会計監査人の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定を新設するものであります。
- (6) その他、会社法に基づき条文の整備及び字句の修正並びに条数の変更等、全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2024年6月28日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～19. (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>20. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条 ～ &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4条</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(目的) 第2条 &lt;柱書は現行どおり&gt;</p> <p style="padding-left: 2em;">1. ～19. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>20. 旅行業法に基づく旅行業、旅行者代理業および旅行サービス手配業</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>21. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条 ～ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4条</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(自己の株式の取得) <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)</p>

<p>第7条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第8条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当社株式の大量取得行為に関する対応策の導入または継続は、株主総会の決議によって行う。ただし、当社株式の大量取得行為に関する対応策の廃止および軽微な変更は、取締役会の決議によって行う。</p> <p>2 当社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置の選択および発動は、当社株式の大量取得行為に関する対応策に従い、株主総会または取締役会の決議によって行う。</p> <p>第9条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。</p>
---	---

<p>第9条 ～ &lt;条文省略&gt; 第10条</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。</p> <p>第12条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(決議要件) 第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p> <p>第14条 ～ &lt;条文省略&gt; 第15条</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条 ～ &lt;条文省略&gt; 第19条</p> <p>(取締役会) 第20条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。 4 (省略)</p>	<p>第13条 ～ &lt;現行どおり&gt; 第14条</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第15条 当社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第16条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(決議要件) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>第18条 ～ &lt;現行どおり&gt; 第19条</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条 ～ &lt;現行どおり&gt; 第23条</p> <p>(取締役会) 第24条 &lt;現行どおり&gt; 2 &lt;現行どおり&gt; 3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べた時を除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議</p>
---	---

<p>第 21 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 22 条 ～ &lt; 条文省略 &gt; 第 27 条</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 28 条 ～ &lt; 条文省略 &gt; 第 30 条</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 32 条 ～ &lt; 条文省略 &gt; 第 33 条</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 34 条 当社の期末配当基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>第 35 条 &lt; 条文省略 &gt;</p>	<p>があつたものとみなす。</p> <p>4 (省略)</p> <p>第 25 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 ～ &lt; 現行どおり &gt; 第 31 条</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 32 条 ～ &lt; 現行どおり &gt; 第 34 条</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 35 条 <u>当社は、会計監査人（会計監査人であつた者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令が定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 36 条 ～ &lt; 現行どおり &gt; 第 37 条</p> <p>(剰余金の配当基準日)</p> <p>第 38 条 当社の期末配当基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当基準日は、毎年 2 月末日とする。</p> <p>3 <u>前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 39 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>
---	--